

次の分担金及び負担金に付きましては、負担金四百七十五万三千円の補正であり、これは児童措置費負担金の増であります。

次の使用料及び手数料の五百一十六万六千円の補正は、使用料として市営テニスコート使用料等社会教育施設の使用料の増減であります。手数料として尿処理手数料等の清掃手続き及び総務手数料の増減によるものであります。

次の国庫支出金につきましては、六千九百九十九万四千円の追加補正であり、国庫負担金のうち児童措置費負担金等の減による民生費国庫負担金の減、テレビ共同受信施設工事費負担金の減等でございます。また、国庫補助金の主なるものは、先ほど申し上げました、仮称加美緑地事業国庫補助金の九千五百万円の新たな追加決定による増と、また今回新規に市営住宅家賃収入に対する補助金の増、教育費の補助金としては、各小中学校建設に伴う文部補助単価、対象面積等の変更による増減、第七小学校防音工事における歳出関連における事業費の減による減額等の補正であります。

次に、都支出金二千四百五十一万四千円の補正であります。児童措置費負担

金等の民生費都負担金の減による都負担金の減額、また補助金としては、その主なるものは、市町村振興交付金でありまして、今回東京都より第二回の内示がありましたので計上いたすものであり、他は歳出関連における精算的なものであります。

それから、財産収入二千七百二十八万四千円の補正は、都市整備基金等の積立金の運用における利子等の財産運用収入であり、去る二月の金融機関からの精算計算によるものでございます。

次に三ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、寄付金であります。福生市宅地開発等指導要綱による大和建設からの寄付金千四百四十三万三千円と日大桜友会西多摩支部からの一般寄付十万円の寄付によるもので、合計一千四百五十三万三千円の追加補正であります。

次の繰入金金の四千三万五千円の減であります。これは区画整理事業会計から繰入金金の減でありまして、換地精算金のうち滞納分の欠損によるものであります。

次に諸収六千二百四十九万六千円の減額をするものでありまして、歳計現金の運用における預金利子一千七百五十一万五千円と競輪事業における収益分の配分五百万円の増、さらに雑入八千五百一万一千円の減による増減補正であります。雑入では国民年金印紙売払代金等の精算推計によるものが主なものでございます。

次に市債の一億百八十万円でございますが、歳出関連における申請に基づき、このほど地方課等からの許可予定によるものであります。その主なものは、都市計画債七千七百七十万、学校建設債三千四百七十万円等であります。

以上歳入補正会計は一億九千七百六十四万円で、歳入総額は百十五億四千三百六十九万七千円と相成る次第であります。

次に四ページをお開きいただきたいと思います。

四ページの歳出について御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、七百七十八万七千円の減額補正であります。総務管理費七百二十三万円の減、徴税費三十二万円の減、戸籍住民基本

台帳二千三万九千円の減は、いずれも事務事業の精算による減額補正であります。

次の民生費につきましては、一億九百四十四万三千円の減であります。社会福祉費九千二百三十七万二千円、児童福祉費千六百九十五万五千円、生活保護費十一万六千円のいずれも減であります。その主なるものは、社会福祉費における国民年金事務費八千六百二十八万円の減、老人福祉費二百二十九万八千円の減等です。また、児童福祉費におきましては、対象児童人員の減によるもので、児童福祉総務費八百十五万円の減、児童措置費八百八十五万五千円の減であります。生活保護費におきましては、法外援助補助費の十一万六千円の減等がその主なる補正であります。

次に衛生費でございますが、七百三十一万六千円の減であります。保健衛生費において一千九百五十万円の清掃費五百三十六万六千円のいずれも減額補正であります。その主なるものは、公害対策費における電波障害対策に要する経費の工事費の精算分百四十三万九千円の減、清掃費において不燃物等の処理に要する経費の施設新設工事の精算分によ

る減、四百八十万円等がその主なるものであります。

それから、労働諸費十万円の減であります。これは西多摩勤労者福祉協議会補助金十万円の減額によるものであります。

農林水産費四百二十二万円の減額補正であります。これは農業委員等における農業委員の途中欠員による報酬及び緑地推進費における樹林地等の保全奨励金の減額等によるものであります。これらはいずれも経常経費の精算による減額でございます。

次の商工費百二十六万四千円の追加補正であります。商工会に対する補助金算定基準によります中で、経営指導員補助員の一名増による福生市商工会への補助金の増額百四十七万四千円がその主なるものであります。その他は精算による増額であります。

次に土木費一億五千九十九万九千円の補正であります。その主なるものは道路河川橋りょう費三千四百八十九万七千円の減額で、これは熊平緑地近隣の用地買収の変更による用地買収費の減額、さらにはこれに伴う補償費、工事請負費等の減額がその主なるものであります。その他

精算的経費の増減補正であります。都市計画費一億八千五百十五万七

千円の補正は、先ほど申し上げました歳入関連でこのたび防衛庁より補助金が追加補助され、その関係の用地買収費一億九千一百三十八万一千円の追加補正で、面積は三千百六十六・六七平方メートルでありまして、本年度は合計いたしますと、四千五・五〇平方メートルと相成る次第でございます。なおこの用地買収にあたっては、九千五百万円の国庫補助、七千七百七十万円の地方債等の特定財源が充当されます。また、都市計画総務費におきましては、西口周辺のまちづくり調査委託費、当初三千二百八十九万円が今回二千七百万円となったための五百八十万円の減額等がその主なるものであります。なお住宅費等その他の経費につきましては、精算的なものであります。

次に、五ページでございますが、消防費二万九千円の減額補正であります。これは非常備消防費における団員の被服九十九万六千円の追加補正、それから消防施設費における防火貯水槽工事の精算による百二万五千円の減などでありまして、差し引き二万九千円の減額補正でございます。

教育費は、四千二百七十万三千円の減額補正であります。その主なるもの

は、小学校費といしまして、学校管理費のうち水道料の減が一十二百四十万、学校整備費の七小防音併行工事に要する経費が二千三百四十万七千円の減などでありまして、その他は精算的なものでございます。なお、第七小学校の防音併行工事の減は、五十七年事業における除湿工事に関連し、事業の一部を五十七年度に送った関係による事業変更と、工事単価の変更による減額でございます。

次の中学校費の経費は、いずれも精算による増減補正であります。次に学校給食費であります。来年度よりさらに米飯給食を充実していただくためには必要なテフロン加工食料百五十品の備品購入が含まれております。その他、賃金等の減額により、相殺の結果減額となった次第でございます。次の社会教育費、保健体育費等の経費は、賃金、委託料、經常経費の補正でありまして、これは現予算に対し増減補正するものであります。次の公債費、八百四十六万六千円の減額補正であります。利子として資金繰りの関係から一時借入金、利子八百四十九万二千円を減額するものであり、また公債諸費、四百六十万円を補正するものであります。これは、このたび起債割り当てに

より証券発行に伴う費用でございます。差し引き八百四十四万六千円の減額と相成る次第でございます。

諸支出金、二億二千六百六十一万三千円を補正するものであります。土地開発基金費、都市計画整備基金費、歳入関連で先ほど申しました基金の積み立てから生ずる利子分の積み立てであります。また、仮称第八小学校建設基金費は、用地買収の基金としてそのときに備えてここに積み立てるものでございます。

予備費につきましては、二十三万二千円を減額補正するものであり、これは歳入歳出加算差引きして調整したものであります。なお、今回は議会費の補正はございません。

次に、六ページを開きいただきましたと思います。

第三表の債務負担行為補正であります。これは現在公共用地を買収するにあたり、福生市土地開発公社にその買収をお願いしておりますところの年限を、さらに六十一年度まで延長するものであります。なお、限度額等は従前のとおりでございます。参考までに、前回の期間の変更は、五十一年度において行

っております。

次の七ページでござりますが、第三表地方債の補正であります。これはこのたび東京都より起債の許可が見込まれるものであります。まず、粗大ごみ中間処理費施設事業につきましては、契約等により対象事業の変更によるものであります。仮称加美緑地新設事業につきましては、先ほど申し上げました防衛補助事業の増額補正による増額変更であります。なお、起債対象単価は従前は平方メートルあたり十一万千円でありましたものが、今回平方メートルあたり十三万七千百円に引き上げられました。その他、市道改良用地取得事業、防衛施設周辺道路整備事業、防火貯水槽新設事業の起債につきましては、それぞれ申請に基づき対象事業費等の変更により、変更するものであります。

以上であります。合計で五億四千三百九十万円の起債の限度額に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様であります。

以上、はなはだ雑駁でござりますが、慎重審議の上、原案どおり御決定

くださいますようお願い申し上げます。提案理由とその内容の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(末次性男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十六分 休憩

午前十一時 六分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番(塩野鉄之助君) 一八ページ寄附金でござりますけれども、一千四百五

十三万三千円この件につきましては、恐らく高層化のマンションの寄附金だ

ろうと思っておりますけれども、それにつきまして、詳細の説明をお願いいたします。

○企画財政部長(生子国利君) 寄附金の内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、開発行為に基づく寄附金が大和建設から一千四百三十三万三千九百円の寄附、それからもう一つは、一般寄附金といまして、これは

日本大学桜友会、桜の友の会というふうな会がございまして、その西多摩支部からの関係で十万円が当市に寄附されたものでございます。内容的には合計いたしました先ほど申しましたとおり一千四百五十三万三千円というふうに相なっております。

○二十四番(塩野鉄之助君) 開発指導要綱に対しての寄附金、これに対して二十世帯以上のことになることでしょうか。その超過分に対して一世帯幾ら寄附されたんですか。この前九月だったか、三千七百円幾らと言ったときには、二百万ぐらいだと思っていたけれど、それから以降になると算定が二百六十万ぐらいになるんだというふうな説明も聞いておりますけれども、今回一世帯に対して増加分幾ら払ったのか。建設関係ですか、内田部長の方からかな。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時 九分 休憩

午前十一時 十九分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長(内田和雄君) この根拠でございしますが、全部で三十七区画に分かれておりまして、そのうち店舗が二店舗ございします。それから、一ロク一要素するに対象外の一ロクが九戸ございまして、それを引きますと、二十六戸が対象でございします。それで十九戸をマイナスいたしますので、七戸が計算の基礎に入ります。これを一戸当たりで割りますと、全部では店舗を除きますと三十五でございしますので、これは一ロクを入れたものですが、これで割りますと四十二万二千三百七十四円、それから二十六戸、十九戸マイナスする要するに対象とする二十六戸で割りますと五十五万五千百十九円、それから十九戸を引きますと七戸ですからそれを割りますと二百六万一千八百七十円ということになります。

以上でございします。

○二十四番(塩野鉄之助君) この問題につきましてもう少し私はお聞きしたんですが、かつて、前回のときもハイネスのときは確か三千七百万余円を要するに、こういうふうな負担金で寄附してもらっているわけですか。そのときに、ここのこれから後、諸願が出てくるのですけれども、こういう問題につき

まして五十六年度までは大体福生は二百萬ぐらいになる人だろうということとをそういう建設する業界では言っているわけです。ところが土地の公示価格によって、この算定ができる場合には、恐らく福生の場合には二百六十萬ぐらいになるのではないかと、これはかつての本会議で言っておりますけれども、これにつきまして、ほ人とうにいまの説明を聞いてもその分が二百四十萬くらいですから大体二百萬ぐらいだということ。ここでこれが三〇%アップするんじゃないかと、議事録を見てもらえばわかりますけれども、その当時私、発言しているのです。物価の上昇が五%か六%に對してのこういうことは算定方法もある人でしようけれども、六十萬もアップするということは三〇%アップする。これでは市の開発が遅れるんじゃないか、そういう開発が遅れるというよりも、業者が福生には敬遠するんじゃないかということとをぜひ前回でも言っているわけです。一応わかりましたのでそのことだけは、どういふふうにお考えになるか、今後の課題でございますので、わかりました。返事はもうなくても結構です。

○二十番(貫井善代次君) 幾つかお尋ねいたします。

まず、歳入の一四ページの市営住宅の家賃収入の補助金が七百四万円、これが歳出の方の三三ページの住宅費の経費に關係があるわけですが、これもこれについて少し内容的にこの七十四万円がどういふふうな根拠でできているか、これをひとつ説明をしていただきたい。

それから、歳出に入りまして三五ページの学校整備費で十五の工事請負費、この關係が二千二百二十五万五千円の減額、先ほどの説明で除湿工事、そういう事業の一部変更だという説明で減額ということですが、それに対して前回もこうした工事の關係で多額の減額をしてありますけれども、それについての内容どういふわけか、どういふふうな除湿なら除湿工事に對しての当初計画からこれだけ減額したかという内容をひとつ説明していただきたい。

それから、次のページの三六ページ学校管理費の十八の備品購入費ピアノ一台、これが六十万円が補正計上されておりますが、私はこのような備品は当然当初予算のときに計画されて、計上すべきものであらうと思ふので、途中で壊れちゃったとか、使えなくなったとか、ということであるならやむを得

ないと思うのですけれども、これらの当初予算に当然計画計上しなければならぬ性格的な備品ではなからうかと、あえてこの最終の補正予算でここに計上せざるを得なくなったという理由は何であるか。さうにこれに対する財源について補助金なり何なりというものの関係はどうなっているか。あくまでも一般財源、自己財源でやるのか、それも合わせてお尋ねいたします。

それから、三七ページ次のページです。

学校給食費の十八、これも備品購入についてでありますけれども、この備品購入も先ほどのピアノと同じように年度当初に当然これは計画計上すべき性格的なものではなからうかと思ひますが、またあえてここでこういうふうなものを百五十七万五千円を購入したいという計上でございますが、これについてどのようなそれをここで計上して整備しないと給食に差し支えを来すのか。あるいはまた現在使用したものがあろうかと考えます。現在そういったものは使用に耐えられないものであるか。急遽ここに補正で購入となったものであるが、そういった事情の説明、計上せざるを得ない理由

原因をひとつ説明をしていただきたい。以上です。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお答え申し上げます。

土木費国庫補助金のうち市営住宅家賃収入補助金でございます。本件は、家賃収入の算定の基礎として、実は従来土地の造成費、こういったものが補助対象になっておりました。それだけ家賃算定の基礎となるべき基準があるわけですから、これが昭和四十四年だと思ひますけれども、廃止をされて、現在宅地の土地の造成費については、国から補助が来ておりません。ただ家賃の算定の際には基準に入れるべきだということともござりますけど、当分の間、国でその減収すべきものは見る人だということなことで、実は金がかかるわけでございます。ここで補正をいたしましたのは、この時点ですういふ形で一応確定いたしましたので、七十四万の補正をさせていたいたわけでございます。なお、これは新築した場合に新たに家賃の算定基礎の中にこれが入っていない。したがって、それだけが余計なお金をかけながら家賃がそこまでいかないという趣旨で、それは先ほど申しましたようなこれは交付要綱という形で建設大臣の告示によって決まっておりますわけでございます。

も、その減収分を国が見るということで決まったものでございます。

ちがみにちよっと計算を申し上げますと二千六百九十九万円ほど宅地、土地の造成地費がかかっております。この千分の六をかけましてさらに二分の一、これが基準でございます。ただ、この中にいわゆる高額所得者として御案内のとおり十世帯ばかり既存のと申しますか、取り壊し前の旧住宅に住んでおられる方がいらっしゃるわけで、その中の六人分がこの高額所得者に該当しますので、その分はこの法律の趣旨からして国が補正すべきものから除かれます。したがって、単純計算では八十万ほどに相なりますけれども、それを差し引いた金額、七十四万が今回確定いたしましたので補正をお願いするという趣旨でございます。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

三五ページの関係の十五番の関係でございしますが、十五番の工事請負費でございしますが、これにつきましては、第七小學校の工事費の減額でございまして、当初校舎増築に伴いまして、機械室の増築、暖房がございましてので八十一平方メートルの計画をいたしたわけでございしますが、防衛庁

との協議の結果、五十七年度に除雪を行うということでございまして、暖冷房の工事と一緒に行うので、その際にひとつ合わせて工事をしたらどうかという指導がございまして、したがって計画変更をして翌年度に繰延べをいたし、予算減額をお願いいたそうとするものでございます。なお、本来ならば十二月の議会で予算減額をお願いすべきでございしますが、補助金の交付決定が十二月十六日付でまいりましたので、間に合いませんでしたので今回お願いしようとするものでございます。

続きまして、三六ページの十八番の備品購入費でございします。ピアノ一台でございしますが、六十万円の金額でございしますが、御指摘のとおり本来ならば当初予算で計上するのが当然かと思ひます。しかしながら第三中学校におきましては開校以来八年になります。校歌、校章もなく、PTAもないという状況でございまして、その間非常に父兄からいろいろ苦情が来たり、生徒からもまたいろいろ問題がございしましたが、この一年かかりましてようやく校歌もでき、また校章もできたということでございます。その報賞の意味をもちまして、ここに計上をお願いするわけ

でございますが、いま学校におきましては、校歌の練習を非常によくやっております。体育館におきましては、まだピアノはございません。ほかの学校にはございますが、体育館にはございませんので、ここで購入いたしました。新年度入学式にはぜひ校歌を歌わせて入学式を行いたいということでございます。よろしくひとつお願いいたします。

続きまして、三七ページの関係でございますが、この備品購入費でございますが、百五十七万五千円の備品をお願いしようとするものでございます。で、これも本来ならば当初予算をお願いしようとするものでございますが、米飯給食につきましては、非常に子供たちから好評を得ておりまして、ライスフレンドも第一給食センター並びに第二給食センターに購入していただきまして、非常に好評をいただいております。それで、米飯給食も五十五年につきましては、二十二回だったんですが、ここで五十六年度では、三十八回、五十七年度では五十回を計画しております。で、これにつきましては、職員とのいろいろ話し合いもしたわけでございますが、四月当初から実施したいというふうな計画もございまして、いまの容器では非常に洗うのに

米飯がつきまして終わってから相当超勤をさせなければならぬというふうな問題もございます。したがって、デフロン加工の米飯の容器の場合は、米飯がよくつかない、つかないで非常に洗うのが能率的であるという関係でございまして、この購入をさせていただくとして、その米飯の給食の回数を四月当初からふやしていきたいというふうに考えております。ひとつよろしくお願いいたします。なお、先ほどちよっと申し遅れましたが、ピアノにつきましては、補助金等がございまして、一般財源でお願いしようとするものでございます。

以上御答弁とします。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○三番(貫井喜代次君) 大体は理解できるんですが、どうも工事等についての除湿工事を五十七年度にしたということですが、これはもう五十六年度の当初計画において、そういうようなものは十分審査し、計画を立ててやっていったと思うのですけれども、防衛庁がどうこうということですが、やはり防衛庁に、当時も五十六年度も、予算事業に対してのものを足を運んで聞いていると思うのですけれども、それが急にこういうふうなことに至ったということは何かどうもまだ腑に落ちない